

指導基準(施設編)目次

[幼保連携型認定こども園関係]

I 施設運営

- 1 定員及び学級編成
- 2 職員の配置基準
- 3 施設及び設備の基準
- 4 掲示
- 5 設備等の衛生、安全
- 6 防犯対策
- 7 運営に関する規程
- 8 秘密保持
- 9 苦情への対応
- 10 防火管理
- 11 施設の安全衛生
- 12 職員の知識及び技能の向上等

II 就業規則等の整備及び運用

児童福祉施設関係に同じ

III 職員処遇

児童福祉施設関係に同じ

IV 児童養護施設利用者関係

児童福祉施設関係に掲載

V 保育所利用者関係

児童福祉施設関係に掲載

VI 幼保連携型認定こども園利用者関係

- 1 教育及び保育を行う期間及び時間
- 2 教育及び保育の計画
- 3 子どもの健康支援
- 4 食育の推進
- 5 適切な給食の提供
- 6 調理業務の委託
- 7 保護者に対する支援
- 8 園児を平等に取り扱う原則
- 9 運営の状況に関する評価

幼保連携型認定こども園 指導基準（施設編 I 施設運営 II 就業規則等の整備及び運用 III 職員処遇、VI 利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>I 認定こども園・施設運営</p> <p>1 定員及び学級編成</p> <p>1 定員を遵守しているか。 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。</p> <p>2 1学級の園児数は、35人以下を原則としているか。</p> <p>2 職員の配置基準</p> <p>(1) 職員数</p> <p>3 各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（以下「保育教諭等」という。）を1人以上置いているか。</p> <p>4 教育及び保育（満3歳未満の園児については、保育。以下同じ。）に直接従事する職員の配置基準を満たしているか。ただし、当該職員の数、常時2人を下ってはならない。</p> <p>園児の区分 員数</p> <p>(1) 満1歳未満の園児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳未満の園児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳未満の園児 おおむね20人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の園児 おおむね30人につき1人</p>	<p>子ども・子育て支援法第34条第5項 児童福祉法第24条第5項、第6項 ※各市町村の条例 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、「条例」という。）第7条第2項</p> <p>条例第8条第1項、第2項</p> <p>条例第8条第3項 附則8</p>	<p>・利用定員を守り、特定教育・保育の提供を行っていない。</p> <p>・満3歳以上の園児について、1学級の人数が原則として35人以下になっていない。</p> <p>・学級編成は原則として、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児になっていない。</p> <p>・各学級に1人以上の専任の保育教諭等〔主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭〕を配置していない。</p> <p>・基準に定められた職員を配置していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>入所定員の管理に改善が必要な点がありました。</p> <p>入所定員の管理に改善が必要な点がありました。</p> <p>入所定員の管理に改善が必要な点がありました。</p> <p>職員の配置が不足している点がありました。</p> <p>職員の配置が不足している点がありました。</p>

幼保連携型認定こども園 指導基準（施設編 I 施設運営 II 就業規則等の整備及び運用 III 職員処遇、VI利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>備考1 上記に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下備考1において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第8項において準用する場合を含む）の登録（以下備考1において「登録」という。）を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>備考2 上記に定める員数は、園児の区分ごとに掲げる園児数に応じ定める数を合算した数とする。</p> <p>備考3 上記の（1）及び（2）に係る員数が学級数を下まわるときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。</p> <p>備考4 園長が専任でない場合は、原則として上記に定める員数を1人増加するものとする。</p> <p>（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）</p> <p>条例附則8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第8条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考1の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。</p> <p>取扱基準第23条 条例附則第8項及び第10項に規定する「知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項第9号に規定する家庭的保育者</p> <p>(2) 知事又は市町村長が実施する子育て支援員研修のうち地域保育コースの地域型保育を修了した者</p>				
<p>5 上記3及び4のほか、施設に必要な職員の配置に努めていること。</p> <p>(1) 副園長又は教頭</p> <p>(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</p> <p>6 学校医、学校歯科医、学校薬剤師を配置しているか。</p> <p>7 調理員を配置しているか。</p> <p>ただし、調理業務の全部を委託している場合は、調理員を置かないことができる。</p>	<p>条例第8条第6項</p> <p>学校保健安全法第23条</p> <p>条例第8条第5項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育教諭が複数配置されていない時間帯がある。 ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師を配置していない。 ・調理員を配置していない。 （調理業務の全部を委託している場合は調理員を置かないことができる） 	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>職員の配置が不足している点がありました。</p> <p>学校医、学校歯科医、学校薬剤師を配置していません。</p> <p>調理員を配置していません。</p>
<p>(2) 職員の資格</p> <p>8 園長は、必要な資格を有しているか。</p> <p>9 副園長及び教頭は必要な資格を有しているか。</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「法」という）施行規則第12条、第13条</p> <p>教職員免許法第4条第2項</p> <p>児童福祉法第18条の18第1項</p> <p>法施行規則第14条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園長が兼務であり、管理運営体制がとれず業務に支障がある。 ・園長が資格要件を満たしていない。 ・園長が欠員となっている。 ・園長の変更届けを提出していない。 ・副園長及び教頭が資格要件を満たしていない。 	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>施設の管理運営体制に改善すべき点がありました。</p> <p>園長の資格要件が満たされていませんでした。</p> <p>園長が未配置でした。</p> <p>資格要件が満たされていない職員がいました。</p>

幼保連携型認定こども園 指導基準（施設編 I 施設運営 II 就業規則等の整備及び運用 III 職員処遇、VI利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
10 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、必要な資格を有しているか。	法第15条第1項、附則第5条第1項 教育職員免許法第4条第2項 児童福祉法第18条の18第1項 ※国家戦略特区の地域限定も含む。	・資格を要する職種に資格要件を満たす職員を配置していない	A	資格要件が満たされていない職員がいました。
11 主幹養護教諭及び養護教諭は、必要な資格を有しているか。	法第15条第2項 教育職員免許法第4条第2項	・主幹養護教諭及び養護教諭が資格要件を満たしていない。	A	資格要件が満たされていない職員がいました。
12 主幹栄養教諭及び栄養教諭は、必要な資格を有しているか。	法第15条第3項 教育職員免許法第4条第2項	・主幹栄養教諭及び栄養教諭が資格要件を満たしていない。	A	資格要件が満たされていない職員がいました。
13 助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、必要な資格を有しているか。	法第15条第4項、附則第5条第2項 教育職員免許法第4条第4項 ※国家戦略特区の地域限定も含む。	・助産保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）が資格要件を満たしていない。	A	資格要件が満たされていない職員がいました。
14 養護助教諭は、必要な資格を有しているか。	法第15条第5項 教育職員免許法第4条第2項	・養護助教諭が資格要件を満たしていない。	A	資格要件が満たされていない職員がいました。
3 施設及び設備の基準				
15 法令等に定められている施設及び設備等の基準を満たしているか。	条例第10条、第11条、第12条	・法令等に定められている施設及び設備を設けていない。	A	施設設備について基準に満たさない部分がありました。
		・保育室の数は学級を下まわらない数を設けていない。	A	施設設備について基準に満たさない部分がありました。
4 掲示				
16 建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しているか。	条例第24条	・建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示していない。	A	幼保連携型認定こども園である旨を掲示していません。
5 設備等の衛生、安全				
17 学校保健安全法第5条の環境衛生検査を、毎学年定期に同法第6条に規定する学校環境衛生基準に基づき実施しているか。	法第27条 学校保健安全法第6条	・学校保健安全法第5条の環境衛生検査を、毎学年定期に同法第6条に規定する学校環境衛生基準に基づき実施していない。	A	環境衛生検査を、学校環境衛生基準に基づき実施していません。
6 防犯対策				
18 防犯対策を適切に講じているか。	教育・保育要領第1章第3の5 (2)イ(イ)	・外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応が図られていない。	B	

幼保連携型認定こども園 指導基準（施設編 I 施設運営 II 就業規則等の整備及び運用 III 職員処遇、VI利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>7 運営に関する規程</p> <p>19 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）を整備し、必要な事項が記載されているか。</p>	<p>法施行規則第15条、第16条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の運営に関する規定（園則）を整備してください。 ・規定（園則）の内容が実態と相違しているので改善してください。 	<p>A</p> <p>B</p>	<p>規定（園則）を整備してください。</p>
<p>8 秘密保持</p> <p>20 正当な理由なく、業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p>	<p>条例第25条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。（個人情報の守秘義務について職員に周知していない） 	<p>B</p>	
<p>9 苦情への対応</p> <p>21 苦情解決のための要綱等を整備し、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じているか。</p>	<p>条例第26条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決のための手続き等を明確にするとともに第三者委員を設置するなど、苦情解決体制を整備していない。 	<p>A</p>	<p>第三者委員が選任されていませんでした。</p>
<p>10 防火管理</p> <p>22 「指導基準（施設編 I 施設運営）4 防火管理」と同じ（ただし、消火及び避難訓練は除く）</p> <p>避難・消火・通報訓練を法令・通達で定められている回数実施しているか。</p>	<p>消防法第8条第1項 消防法施行令第3条の2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練及び（又は）消火訓練の未実施がある。 	<p>A</p>	<p>避難（消火）訓練の回数が不足していました。</p>
<p>11 施設の安全衛生</p> <p>23 「指導基準（施設編 I 施設運営）3 施設の安全衛生」と同じ。</p>				
<p>12 職員の知識及び技能の向上等</p> <p>24 職員は、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に質の向上に努めているか。</p>	<p>条例第18条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故等の発生が職員の資質不足と認められる場合 ・単に研修を実施していない場合 	<p>B</p> <p>C</p>	

幼保連携型認定こども園 指導基準（施設編 I 施設運営 II 就業規則等の整備及び運用 III 職員処遇、VI利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>2 教育及び保育の計画</p> <p>(1) 全体的な計画</p> <p>2 教育及び保育の全体的な計画を作成しているか。</p> <p>(ア) 教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かすこと。</p> <p>(イ) 園児の心身の発達、園の実態、家庭及び地域の実態を考慮し、作成していること。</p> <p>(ウ) ねらいと内容を組織していること。（園児の発達の各時期にふさわしい生活が展開されるように適切なねらいと内容を設定する。）</p> <p>(エ) 乳幼児期の発達の特性を踏まえていること。</p> <p>(オ) 入園から修了に至るまでの長期的な視野を持っていること。</p>	<p>幼保連携型認定こども園 教育・保育要領解説第 1章 第2節</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育及び保育の全体的な計画を作成していない。 ・教育及び保育の全体的な計画が不十分である。 ・一体的に提供するための、創意工夫をしていない。 ・園児の心身の発達、園の実態、家庭及び地域の実態を考慮し、作成していない。 ・ねらいと内容を組織していない。（園児の発達の各時期にふさわしい生活が展開されるように適切なねらいと内容を設定していない） ・乳児期の発達の特性をふまえていない。 ・入園から修了に至るまでの長期的な視野を持っていない。 	<p>A</p> <p>B</p>	<p>教育及び保育の全体的な計画が未作成でした。</p>

幼保連携型認定こども園 指導基準（施設編 I 施設運営 II 就業規則等の整備及び運用 III 職員処遇、VI利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>(2) 指導計画指導計画の作成</p> <p>3 指導計画を作成しているか。</p> <p>(ア) 具体的なねらい及び内容は、幼保連携型認定こども園の生活における園児の発達の過程を見通し、園児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、園児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定すること。</p> <p>(イ) 環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、園児が自らその環境にかかわることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際、園児の生活する姿や発想を大切に、常にその環境が適切なものとなるようにすること。</p> <p>(ウ) 園児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し、園児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。</p> <p>(エ) 活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。また、園児の入園当初の教育及び保育に当たっては、既に在園している園児に不安や動揺を与えないようにしつつ、可能な限り個別に対応し、園児が安定感を得て、次第に幼保連携型認定こども園の生活になじんでいくよう配慮すること。</p> <p>(オ) 園児が様々な人やものとのかかわりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、心が動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、幼保連携型認定こども園の生活が充実するようにすること。</p> <p>(カ) 長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な園児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。</p> <p>(キ) 園児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものであるが、幼保連携型認定こども園全体の職員による協体制度をつくりながら、園児一人一人が興味や欲求を十分に満足させるような適切な援助を行うようにすること。</p>	<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章、第2節-1</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章、第2節-2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指導計画を作成していない。 ・指導計画の内容が不十分である。 ・入園から修了までの生活が園児の発達をふまえ、それぞれの時期ふさわしく展開しており、可能な限り個別に対応し、園の生活になじんでいくよう配慮していない。 ・園児が様々な人やものとのかかわりを通して、多様な体験し、心身の調和のとれた発達を促し、幼保連携型認定こども園の生活が充実するように配慮していない。 ・長期の指導計画との関連を保ちながら短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるように配慮していない。 ・長期の指導計画と短期の指導計画を作成していない。 	<p>A</p> <p>B</p>	<p>指導計画が未作成でした。</p>

幼保連携型認定こども園 指導基準（施設編 I 施設運営 II 就業規則等の整備及び運用 III 職員処遇、VI 利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>4 常に指導計画の改善を図っているか。</p> <p>園児の実態及び園児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。</p> <p>(3) 指導計画の作成に当たって、特に留意すべき事項</p> <p>ア 発達過程に応じた教育及び保育</p> <p>5 指導計画は、園児の発達の連続性を考慮した教育及び保育を展開しているか</p> <p>(ア) 満3歳未満の園児については、園児一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成していること。</p> <p>(イ) 満3歳以上の園児については、個の成長と園児相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮していること。</p> <p>(ウ) 異年齢で構成されるグループ等での指導に当たっては、園児一人一人の生活や経験、発達の過程などを把握し、適切な指導や環境の構成ができるよう配慮していること。</p> <p>イ 反省・評価と指導計画の改善</p> <p>その際、園児の実態及び園児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。</p>	<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1-1</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第3節-2</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第2節-1-(4)</p>	<p>・評価、反省を適切に行わず、改善を図っていない。</p> <p>・園児の発達の連続性を考慮した教育及び保育の指導計画を作成していない。</p> <p>・満3歳未満の園児について個別的な計画を作成していない。</p> <p>・満3歳以上の園児の指導計画について個の成長と園児相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮した指導計画を作成していない。</p> <p>・異年齢で構成されるグループ等での指導に当たっての配慮がされていない。</p> <p>・指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図っていない。</p>	<p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>指導計画の作成に留意すべき点がありました。</p> <p>指導計画の作成に留意すべき点がありました。</p>

幼保連携型認定こども園 指導基準（施設編 I 施設運営 II 就業規則等の整備及び運用 III 職員処遇、VI利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>9 行事の指導</p> <p>行事の指導に当たっては、幼保連携型認定こども園の生活の自然流れの中で生活に変化や潤いを与え、園児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、それぞれの行動については教育的及び保育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、園児の負担にならないようにすること。</p>	<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第3節-9</p>	<p>・行事の指導に当たっては、適切なものを精選し、園児の負担にならないように配慮しているか。</p>	B	
<p>オ 小学校との連携</p> <p>10 小学校教育と円滑な接続を図っているか。</p>		<p>・小学校との連携を図っていない。</p>	B	
<p>(ア) 園児の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な連続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図るとともに、幼保連携型認定こども園の園児と小学校の児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた質の向上を図っていること。</p>	<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第2節-7 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第3節-10</p>	<p>・園児と小学校の児童との交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた質の向上を図っていない。</p>	B	
<p>(イ) 幼保連携型認定こども園においては、その教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしていること。</p>		<p>・乳幼児の教育及び保育の成果が小学校につながるようになっていない。</p>	B	
<p>11 指導要録を作成し、小学校へ送付しているか。</p> <p>(ア) 園長は、指導要録（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）第八条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下この条において同じ）を作成しなければならない。</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第30条</p>	<p>・指導要録を作成して、小学校に送付していない。</p>	A	<p>指導要録を小学校に送付していませんでした。</p>
<p>(イ) 園長は、園児が進学した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の抄本又は写しを作成しこれを進学先の校長に送付していること。</p>		<p>・在籍するすべての園児について、指導要録を作成していない。</p> <p>・在籍する一部の園児について、指導要録を作成していない。</p> <p>・園長は、園児が進学した場合、園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、進学先の校長に送付していない。</p>	A B B	<p>指導要録を作成していませんでした。</p>

幼保連携型認定こども園 指導基準（施設編 I 施設運営 II 就業規則等の整備及び運用 III 職員処遇、VI利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>カ 家庭及び地域社会との連携</p> <p>12 幼保連携型認定こども園における生活が家庭や地域社会との連続性を保ちつつ展開されるようにしているか。</p> <p>（ア）園児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりを持つものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど幼保連携型認定こども園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。その際、地域の自然、人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し園児が豊かな生活体験を得られるように工夫すること。</p> <p>（イ）家庭との連携に当たっては、保護者との活動の機会を設けたり、保護者と園児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の乳幼児期の教育及び保育に関する理解が深まるように配慮すること。</p> <p>3 子どもの健康支援</p> <p>（1）健康状態や発育及び発達の状態の把握</p> <p>ア 発育及び発達状態の把握</p> <p>13 健康状態や発育及び発達の状態について定期的、継続的に、また、必要に応じて随時把握しているか。</p> <p>園児の心身の状態に応じた教育及び保育するために、園児の健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時把握していること。</p>	<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第2-1 1</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第3-5（ア）</p>	<p>・家庭や地域社会との連続性を保ちつつ展開されるよう生活の配慮をしていない。</p> <p>・保護者の乳幼児期の教育及び保育に関する理解が深まるように配慮をしていない。</p> <p>・子どもの健康状態や発育及び発達の状態について定期的、継続的にまた必要に応じて随時把握していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>児童の健康状態の観察等に留意する点がありました。</p>

幼保連携型認定こども園 指導基準（施設編 I 施設運営 II 就業規則等の整備及び運用 III 職員処遇、VI 利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>イ 疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合の対応</p> <p>14 何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合は、適切な対応を図っているか。</p> <p>（ア）保護者からの情報とともに、登園時及び在園時に園児の状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、学校医と相談するなど適切な対応を図っていること。</p> <p>（イ）在園時に体調不良や傷害が発生した場合には、その園児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに適宜、学校医やかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っていること。</p> <p>（ウ）養護教諭や看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図っていること。</p> <p>ウ 虐待等への対応</p> <p>15 不適切な養育の兆候が見られる場合や、虐待が疑われる児童に対する対応を適切に行っているか。</p> <p>（ア）保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図っていること。 また虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図っていること。</p> <p>（イ）児童福祉施設の職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めていること。</p> <p>（エ）児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかにこれを市町村、福祉事務所若しくは児童相談所に通告していること。</p>	<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第3-5（1）ア（イ）</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第3-5（1）ウ（ア）</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第3-5（ウ）</p> <p>児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条</p>	<p>・登園時の引継ぎを確実にしていない。</p> <p>・子どもの健康状態を観察していない。</p> <p>・体調不良や障害が発生した場合に、保護者への連絡を行っていない。</p> <p>・専門性を生かした対応を図っていない。 （養護教諭や看護師等配置されている場合）</p> <p>・虐待の疑いのある児童を発見したときに速やかに市町村、児童相談所に通告していない。</p> <p>・虐待の疑いのある児童の早期発見に努めていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>登園時の保護者との引継ぎ等に不十分な点がありました。</p> <p>子どもの健康状態の観察に留意する点がありました。</p> <p>保護者への連絡が未実施でした。</p> <p>児童の支援について、改善が必要な事例がありました。</p>

幼保連携型認定こども園 指導基準（施設編 I 施設運営 II 就業規則等の整備及び運用 III 職員処遇、VI 利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>(2) 健康増進</p> <p>ア 学校保健計画の作成</p> <p>16 学校保健計画を作成し、園児一人一人の健康の保持及び増進に努めているか。</p> <p>認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56条）第5条の学校保健計画を作成する際は、全ての職員がそのねらいや内容を明確にしながら、園児一人一人の健康の保持及び増進に努めていること。</p> <p>イ 健康診断</p> <p>17 健康診断は入園時及び毎年度2回実施し、その結果を教育及び保育に活用するとともに、保護者が日常生活に活用できるようにしているか。</p> <p>(ア) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第13条第1項の健康診断を行ったときは、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第14条の措置を行い、教育及び保育に活用するとともに、保護者が園児の状態を理解し、日常生活に活用できるようにしていること。</p> <p>(イ) 法第13条第1項の健康診断は、入園時及び毎年度2回行う（そのうち1回は6月30日までに行うものとする。）事を原則とする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることのできなかった者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。</p>	<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第3-5（1）イ（ア）</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第3-5（1）イ（イ）</p> <p>学校保健安全法13条・14条 学校保健安全法施行規則第5条、第6条</p> <p>学校保健安全法施行規則の読替表【規則第27条関係】</p>	<p>・学校保健計画を作成していない。</p> <p>・児童の入所時（年2回の定期、臨時）の健康診断を全く実施していない。（「入所時とは4月入所及び年度途中入所をいう」以下同じ）</p> <p>・児童の入所時の健康診断が未実施の事例があった。</p> <p>・児童の定期の健康診断は年2回実施していない。（そのうち1回は6月30日までに行うものとする）</p> <p>・児童の定期健康診断に欠席した児童の対応が図られていない。</p> <p>・児童の定期健康診断が未実施の事例があるので、改選してください。</p> <p>・健康診断の結果を教育及び保育に活用するとともに、保護者が日常的に活用できるようにしていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>学校保健計画が未作成でした。</p> <p>児童の入所時の健康診断が未実施の事例がありました。</p> <p>児童の定期健康診断の回数に不足がありました。</p> <p>児童の定期健康診断について欠席者の対応が不十分な事例がありました。</p> <p>児童の定期健康診断が未実施の事例がありました。</p>

幼保連携型認定こども園 指導基準（施設編 I 施設運営 II 就業規則等の整備及び運用 III 職員処遇、VI 利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>ウ 感染症やその他の疾病の発生予防対策</p> <p>18 感染症やその他の疾病の予防対策を適切に行っているか。</p> <p>感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて学校医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めていること。 また、感染症に関する幼保連携型認定こども園の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ていること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図っていること。</p> <p>19 乳幼児突然死症候群の予防対策を適切に行っているか。</p> <p>（ア）乳幼児突然死症候群の予防対策を適切に行っていること。</p> <p>（イ）SIDS（乳幼児突然死症候群）については、あおむけ寝にすることが重要である、なお、睡眠時にチェック表を利用して園児の様子を把握するなど、十分な配慮が必要である。</p>	<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第3-5ウ（イ）</p> <p>学校保健安全法施行例読替表第18条台19条20条21条</p> <p>SIDS対策強化月間の実施について</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第2章第3-1（1）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症やその他の疾病の予防対策を適切に行っていない。 ・感染症に関する対応方法が適切にされていない。 ・乳幼児突然死症候群の予防対策を適切に行っていない。 ・うつ伏せに寝かせるなど睡眠時の対応に留意すべき点がある。 ・乳幼児の睡眠中に顔色・呼吸などの健康状況を観察していない。 ・乳幼児の睡眠中に顔色・呼吸などの健康状況の観察をしていない時間帯があるので、観察してください。 ・乳幼児の睡眠中に顔色・呼吸などの健康状況の観察に一部不適切な面がある。 	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>感染症や疾患等の対応に留意すべき事例がありました。</p> <p>感染症の対応に留意すべき事例がありました。</p> <p>乳幼児の睡眠時の対応に留意すべき事例がありました。</p> <p>乳幼児の睡眠時の対応に留意すべき事例がありました。</p> <p>乳幼児の睡眠時の観察に留意すべき点がありました。</p> <p>乳幼児の睡眠時の観察に留意すべき点がありました。</p>
<p>4 食育の推進</p> <p>ア 食育の計画</p> <p>20 食事の提供を含む食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めているか。</p> <p>乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置づけるとともに、その評価及び改善に努めていること。</p>	<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第3-5（3）イ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の計画を作成していない。 ・食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めていない。 	<p>A</p> <p>C</p>	<p>食育に関する計画が未作成でした。</p>

幼保連携型認定こども園 指導基準（施設編 I 施設運営 II 就業規則等の整備及び運用 III 職員処遇、VI利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>イ 配慮を要する園児への対応</p> <p>21 体調不良、食物アレルギー、障害のある園児等への対応を適切に行っているか。</p> <p>体調不良、食物アレルギー、障害のある園児など、一人一人の心身の状態等に応じ、学校医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養教諭や栄養士等が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>5 適切な給食の提供</p> <p>22 給食の提供を、適切に行っているか。</p> <p>(1) 保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該施設内で調理する方法（第13条の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室と兼用している他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）より行わなければならない。</p> <p>(2) 食事の提供に当たっては、できる限り変化に富み、保育を必要とする子どもに該当する園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものであること。</p> <p>(3) 食品の種類及び調理方法について、栄養並びに保育を必要とする子どもに該当する園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものであること。</p> <p>(4) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行っていること。</p> <p>(5) 児童の健康な生活の基本としての食育の推進に努めなければならない。</p> <p>(6) 施設や保健所、市等の栄養士から献立等について、栄養面での指導を受けられるような体制にある。</p> <p>(7) 食中毒の原因究明のため、社会福祉施設における保存食は2週間以上保存する必要がある。（原材料及び調理済食品を50gづつ清潔な容器等（ビニール袋等）に密封して入れ、-20度C以下で保存） なお、原材料は洗浄、消毒などを行わず、購入した状態で保存すること。</p>	<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第3-5(3)エ</p> <p>条例第22条</p> <p>府子本第448号、27文科初第1183号、雇児発0118第3号、平成28年1月18日、「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」（以下、「食事通知」という。）</p> <p>食事通知 I-1-(5)-③</p>	<p>・体調不良、食物アレルギー、障害のある園児等への対応を適切に行っていない。（2・3号子どもに対する食事の提供義務）</p> <p>・栄養教諭や栄養士等が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図っていない。</p> <p>・施設内で調理しているか。（外部搬入が認められる場合もある）</p> <p>・子どもの栄養状態等に応じた給与栄養量が確保できるように献立作成をおこなっていない。</p> <p>・給与栄養量を算出していない。</p> <p>・乳幼児や幼児にあわせた食事の提供に十分配慮していない。</p> <p>・食育の推進に努めていない。</p> <p>・献立をあらかじめ作成していない。</p> <p>・献立に一部不適切な面がみられる。</p> <p>・栄養士の指導を受けられるような体制を確立していない。</p> <p>・栄養士の指導を受けられるような体制に一部不適切な面がみられる。</p> <p>・給食原材料（又は、及び調理済み食品）を確実に保存していない。</p> <p>状況によって→B 又は現地指導</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>児童に合わせた食事の提供に配慮が必要な点がありました。</p> <p>施設内で調理されていませんでした。</p> <p>給与栄養量が確保されていませんでした。</p> <p>給与栄養量を算出していませんでした。 児童に合わせた食事の提供に配慮が必要な点がありました。</p> <p>献立をあらかじめ作成していない事例がありました。</p> <p>栄養管理体制について、不十分な点がありました。</p> <p>給食原材料（及び調理済食品）の保存に不十分な点がありました。</p>

幼保連携型認定こども園 指導基準（施設編 I 施設運営 II 就業規則等の整備及び運用 III 職員処遇、VI 利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>6 調理業務の委託</p> <p>23 調理業務を委託する場合は、施設内の調理室を使用して調理させているか。</p> <p>施設内の調理室を使用していること。したがって、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。（条例附則第6項の幼保連携型認定こども園の設置に係る特例による場合を除く。）</p> <p>24 施設や保健所、市等の栄養士から献立等について、栄養面での指導を受けられるような体制にあるか。</p> <p>施設や保健所、市町村等の栄養士から献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にある等、栄養士による必要な配慮を行っていること。こうした体制がとられていない施設にあっては、調理業務の委託を行うことはできないものであること。</p>	<p>児発第86号通知 2 幼保連携型認定こども園の設置認可に係る審査基準第3条 食事通知</p> <p>児発第86号通知 3 幼保連携型認定こども園の設置認可に係る審査基準第3条 食事通知</p>	<p>・施設内の調理室で調理していない。（条例附則第6項を除く）</p> <p>・栄養士の指導を受けられるような体制になっていない。</p> <p>・栄養士の指導を受けられるような体制に一部不適切な面がみられる。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>調理室で調理されていませんでした。</p> <p>栄養管理体制について、不十分な点がありました。</p>

幼保連携型認定こども園 指導基準（施設編 I 施設運営 II 就業規則等の整備及び運用 III 職員処遇、VI利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>25 施設が行う業務を実施しているか。</p> <p>（１）受託事業者に対して、施設における給食の重要性を認識させること。</p> <p>（２）入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を受託業者に明示するとともに、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認すること。</p> <p>（３）献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。</p> <p>（４）毎回、検食を行うこと。</p> <p>（５）受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認すること。</p> <p>（６）調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。</p> <p>（７）随時、児童の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行うとともに、栄養基準を満たしていることを確認すること。</p> <p>（８）適正な発育や健康の保持増進の観点から、入所児童及び保護者に対する栄養指導を積極的に進めるよう努めていること。</p>	<p>幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について（府子本第448号）</p> <p>食事通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受託事業者に対して、施設における給食の重要性を認識させていない。 ・入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を受託業者に明示するとともに、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認しているか。 ・献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えているか。 ・調理職員の検便が全く実施されていない。 ・検便項目が不十分である。 ・健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認していない。 ・調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認していない。 ・嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行なうとともに栄養基準を満たしていることを確認していない。 ・適正な発育や健康の保持増進の観点から、入所児童及び保護者に対する栄養指導を積極的に進めるように努めていない。 	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>	<p>受託事業者に対して、施設における給食の重要性を認識させていない。</p> <p>調理従業員の検便が未実施でした。</p>

幼保連携型認定こども園 指導基準（施設編 I 施設運営 II 就業規則等の整備及び運用 III 職員処遇、VI利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>26 受託業者は要件を満たしているか。</p> <p>受託業者は次に掲げる事項のすべてを満たしていること。</p> <p>（１）施設における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。</p> <p>（２）調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。</p> <p>（３）受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されているものであること。</p> <p>（４）調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。</p> <p>（５）調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。</p> <p>（６）調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。</p> <p>（７）不当販売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないものであること。</p>	<p>児発第86号通知 5 幼保連携型認定こども園の設置認可に係る審査基準第3条</p> <p>食事通知</p>	<p>○調理業務を委託する場合は、次に掲げる事項のすべてを満たしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行う。 ・調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められる。 ・受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されている。 ・調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有する。 ・調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施する。 ・調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施する。 ・不当販売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わない。 	<p>B</p>	

幼保連携型認定こども園 指導基準（施設編 I 施設運営 II 就業規則等の整備及び運用 III 職員処遇、VI利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>27 契約内容は要件を満たしているか。</p> <p>契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交していること。なお、その契約書には、監査事項 27の監査内容（１）、（４）、（５）及び（６）に係る事項並びに次に掲げる事項が明確になっていること。</p> <p>（１）受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求められることができること。</p> <p>（２）受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと施設が認めるとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても施設側において契約を解除できること。</p> <p>（３）受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。</p> <p>（４）受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため施設に損害を与えた場合は、受託業者は施設に対し損害賠償を行うこと。</p>	<p>児発第 8 6 号通知 6 幼保連携型認定こども園の設置認可に係る審査基準第 3 条</p> <p>食事通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交わしていない。 ・ 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提供を求めている。 ・ 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと施設が認めるとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときに、契約期間中であっても施設側において契約を解除していない。 ・ 受託業務の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証をしていない。 ・ 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める業務を履行しないため施設に損害を与えた場合に、受託業者は施設に対して損害賠償を行っていない。 	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>施設と受託業者との契約書を取り交わしていない。</p>

幼保連携型認定こども園 指導基準（施設編 I 施設運営 II 就業規則等の整備及び運用 III 職員処遇、VI 利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>7 保護者に対する支援</p> <p>(1) 入園している子どもの保護者に対する支援</p> <p>28 入園している子どもの保護者への支援を様々な機会を活用して行うよう努めているか。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する支援は、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など日常の教育及び保育に関連した様々な機会を活用して行うこと。</p> <p>(2) 保護者に対し、幼保連携型認定こども園における園児の様子や日々の教育及び保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。</p> <p>(3) 保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、園児の福祉が尊重されるよう努めること。</p> <p>(4) 園児に障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。</p> <p>(5) 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。</p> <p>(2) 地域における子育て支援</p> <p>29 地域における子育て家庭の保護者に対する支援に努めているか。</p> <p>(ア) 幼保連携型認定こども園は、認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業を実施する際には、当該幼保連携型認定こども園が持つ地域性や専門性を十分に考慮して当地域において必要と認められるものを適切に実施していること。</p> <p>(イ) 地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育ての支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。また、地域の要保護児童への対応など、地域の子どもの巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。</p>	<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第3-6</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第3-6(2)</p>	<p>・園児の保護者に対する支援を、様々な機会を活用して行っていない。</p> <p>・保護者に対し、園児の様子や日々の教育及び保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めてください。</p> <p>・保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、園児の福祉が尊重されるように努めていない。</p> <p>・園児に障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うように努めていない。</p> <p>・保護者に育児不安が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めていない。</p> <p>・地域における子育て家庭の保護者に対する支援に努めていない。</p> <p>・子育て支援事業を実施する際には、地域性や専門性など十分に考慮して当地域において必要と認められるものを適切に実施していない。</p> <p>・地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育ての支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること、また、地域の子どもの巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めていない。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>	

幼保連携型認定こども園 指導基準（施設編 I 施設運営 II 就業規則等の整備及び運用 III 職員処遇、VI利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>8 園児を平等に取り扱う原則</p> <p>30 幼保連携型認定こども園においては、差別的な対応をしていないか。</p> <p>幼保連携型認定こども園においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならないこと。</p> <p>9 運営の状況に関する評価</p> <p>31 幼保連携型認定こども園の設置者は、教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について評価を行い、運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(ア) 幼保連携型認定こども園の設置者は教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。評価を行うに当たっては幼保連携型認定こども園の設置者は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。</p> <p>(イ) 設置者は、(ア)の評価の結果を踏まえた園児の保護者やその他の施設の関係者（当該幼保連携型認定こども園の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めていること。</p> <p>(ウ) 設置者は、教育及び保育等の状況その他について定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めていること。</p>	<p>神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例19条</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第23条</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第23条、24条、25条</p>	<p>・児童に対して差別的な対応をしている事例がある。</p> <p>・園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的な対応をしている。</p> <p>・教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について評価を行い、運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めていない。</p> <p>・設置者は、教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について自ら評価を行い、その結果を公表していない。</p> <p>・園児の保護者やその他の施設の関係者による評価を行いその結果を公表するよう努めていない。</p> <p>・定期的に外部の者による評価を受けてその結果を公表するよう努めていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>児童の支援について、改善が必要な事例がありました。</p> <p>児童の支援について、改善が必要な事例がありました。</p>